

●電波法関係手数料令（無線局検査関係手数料）

検査種別	条	項	無線局の種類	区分	送信機の規模等	書面申請		電子申請			
						現行手数料	改正手数料	現行手数料	改正手数料		
1	落成	第3条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	10ワット以下のもの	45,400	47,400	45,400	47,400
2	落成	第3条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	67,700	71,300	67,700	71,300
3	落成	第3条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	95,800	101,600	95,800	101,600
4	落成	第3条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	500ワットを超えるもの	121,000	128,700	121,000	128,700
5	落成	第3条	第1項	2	船舶局	基本送信機	10ワット以下のもの	26,100	27,200	26,100	27,200
6	落成	第3条	第1項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	40,100	43,900	40,100	43,900
7	落成	第3条	第1項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機	50ワットを超えるもの	57,600	60,500	57,600	60,500
8	落成	第3条	第1項	3	船舶の無線局で無線設備が選定自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	基本送信機	-	26,100	27,200	26,100	27,200
9	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	0.1ワット以下のもの	51,900	56,400	51,900	56,400
10	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	201,900	225,800	201,900	225,800
11	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	372,000	408,400	372,000	408,400
12	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	443,100	485,100	443,100	485,100
13	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	553,100	601,700	553,100	601,700
14	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	674,900	748,500	674,900	748,500
15	落成	第3条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	10キロワットを超えるもの	863,100	960,700	863,100	960,700
16	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	0.1ワット以下のもの	52,200	56,400	52,200	56,400
17	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	202,300	224,700	202,300	224,700
18	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	369,100	414,400	369,100	414,400
19	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	552,400	605,400	552,400	605,400
20	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	711,500	861,600	711,500	861,600
21	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	1,052,900	1,164,600	1,052,900	1,164,600
22	落成	第3条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	10キロワットを超えるもの	1,396,500	1,545,700	1,396,500	1,545,700
23	落成	第3条	第1項	6	実験等無線局	基本送信機	50ワット以下のもの	33,900	35,800	33,900	35,800
24	落成	第3条	第1項	6	実験等無線局	基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	53,900	57,300	53,900	57,300
25	落成	第3条	第1項	6	実験等無線局	基本送信機	500ワットを超えるもの	83,100	88,800	83,100	88,800
26	落成	第3条	第1項	7	アマチュア無線局	基本送信機	50ワット以下のもの	21,900	22,800	21,900	22,800
27	落成	第3条	第1項	7	アマチュア無線局	基本送信機	50ワットを超えるもの	31,300	33,000	31,300	33,000
28	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	1ワット以下のもの	33,900	35,800	33,900	35,800
29	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	1ワットを超え5ワット以下のもの	49,200	52,300	49,200	52,300
30	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	5ワットを超え10ワット以下のもの	64,600	68,900	64,600	68,900
31	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	100,400	107,300	100,400	107,300
32	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	188,100	201,500	188,100	201,500
33	落成	第3条	第1項	8	その他の無線局	基本送信機	500ワットを超えるもの	324,800	348,300	324,800	348,300
34	落成	第3条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	10ワット以下のもの	11,300	12,100	11,300	12,100
35	落成	第3条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	16,800	18,000	16,800	18,000
36	落成	第3条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	23,900	26,600	23,900	26,600
37	落成	第3条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	500ワットを超えるもの	30,200	32,400	30,200	32,400
38	落成	第3条	第2項	2	船舶局	基本送信機以外	10ワット以下のもの	6,700	7,200	6,700	7,200
39	落成	第3条	第2項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	10,000	10,800	10,000	10,800
40	落成	第3条	第2項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機以外	50ワットを超えるもの	14,700	15,700	14,700	15,700
41	落成	第3条	第2項	3	船舶の無線局で無線設備が選定自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	基本送信機以外	-	6,700	7,200	6,700	7,200
42	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	0.1ワット以下のもの	13,100	14,500	13,100	14,500
43	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	48,200	53,700	48,200	53,700
44	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	3ワットを超え10ワット以下のもの	89,900	99,600	89,900	99,600
45	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	10ワットを超え100ワット以下のもの	113,500	125,400	113,500	125,400
46	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	100ワットを超え1キロワット以下のもの	140,200	155,600	140,200	155,600
47	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	167,300	185,600	167,300	185,600
48	落成	第3条	第2項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機以外	10キロワットを超えるもの	223,000	250,000	223,000	250,000
49	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	0.1ワット以下のもの	13,100	14,500	13,100	14,500
50	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	50,000	55,900	50,000	55,900
51	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	3ワットを超え10ワット以下のもの	90,100	100,700	90,100	100,700

52	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	10ワットを超え100ワット以下のもの	139,500	155,900	139,500	155,900
53	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	100ワットを超え1キロワット以下のもの	176,000	197,000	176,000	197,000
54	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	260,000	289,700	260,000	289,700
55	落成	第3条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	10キロワットを超えるもの	348,000	385,800	348,000	385,800
56	落成	第3条	第2項	6	実験等無線局	基本送信機以外	50ワット以下のもの	8,600	10,000	8,600	10,000
57	落成	第3条	第2項	6	実験等無線局	基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	13,600	15,300	13,600	15,300
58	落成	第3条	第2項	6	実験等無線局	基本送信機以外	500ワットを超えるもの	21,000	23,200	21,000	23,200
59	落成	第3条	第2項	7	アマチュア無線局	基本送信機以外	50ワット以下のもの	5,600	6,000	5,600	6,000
60	落成	第3条	第2項	7	アマチュア無線局	基本送信機以外	50ワットを超えるもの	8,000	8,600	8,000	8,600
61	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	1ワット以下のもの	8,600	10,000	8,600	10,000
62	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	1ワットを超え5ワット以下のもの	12,000	14,100	12,000	14,100
63	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	5ワットを超え10ワット以下のもの	16,200	18,200	16,200	18,200
64	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	25,900	27,800	25,900	27,800
65	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	49,500	53,100	49,500	53,100
66	落成	第3条	第2項	8	その他の無線局	基本送信機以外	500ワットを超えるもの	82,200	88,100	82,200	88,100
67	落成	第3条	第3項	1	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワット以下のもの	27,000	28,900	27,000	28,900
68	落成	第3条	第3項	2	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	41,700	44,700	41,700	44,700
69	落成	第3条	第3項	3	多重放送をする無線局	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	68,200	73,100	68,200	73,100
70	落成	第3条	第3項	4	多重放送をする無線局	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	110,600	121,500	110,600	121,500
71	落成	第3条	第3項	5	多重放送をする無線局	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	127,400	139,600	127,400	139,600
72	落成	第3条	第3項	6	多重放送をする無線局	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	159,900	167,800	159,900	167,800
73	落成	第3条	第3項	7	多重放送をする無線局	基本送信機	10キロワットを超えるもの	193,200	202,600	193,200	202,600
74	変更	第4条本文	第1項但し書	-	変更検査上限額	-	-	286,200	306,000	286,200	306,000
74	変更	第4条本文	第2項但し書	-	変更検査上限額	-	-	286,200	306,000	286,200	306,000
75	変更	第4条本文	第3項但し書	-	変更検査上限額	-	-	16,600	17,600	16,600	17,600
75	変更	第4条本文	3項但書型検	-	変更検査上限額	-	-	8,300	8,800	8,300	8,800
76	変更	第4条	甲表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本額	-	17,500	20,100	17,500	20,100
77	変更	第4条	甲表	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本額	-	11,600	13,800	11,600	13,800
78	変更	第4条	甲表	3	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	基本額	-	11,600	13,800	11,600	13,800
79	変更	第4条	甲表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本額	0.1ワット以下のもの	7,700	9,700	7,700	9,700
80	変更	第4条	甲表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本額	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	30,700	35,300	30,700	35,300
81	変更	第4条	甲表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本額	3ワットを超えるもの	51,000	55,600	51,000	55,600
82	変更	第4条	甲表	5	テレビジョン基幹放送局	基本額	0.1ワット以下のもの	10,600	12,400	10,600	12,400
83	変更	第4条	甲表	5	テレビジョン基幹放送局	基本額	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	38,100	41,200	38,100	41,200
84	変更	第4条	甲表	5	テレビジョン基幹放送局	基本額	3ワットを超えるもの	64,100	70,800	64,100	70,800
85	変更	第4条	甲表	6	実験等無線局	基本額	-	12,400	15,100	12,400	15,100
86	変更	第4条	甲表	7	アマチュア無線局	基本額	-	7,800	9,500	7,800	9,500
87	変更	第4条	甲表	8	その他の無線局	基本額	1ワット以下のもの	12,400	15,100	12,400	15,100
88	変更	第4条	甲表	8	その他の無線局	基本額	1ワットを超え5ワット以下のもの	17,200	20,300	17,200	20,300
89	変更	第4条	甲表	8	その他の無線局	基本額	5ワットを超えるもの	24,600	28,200	24,600	28,200
90	変更	第4条	乙表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	送信機	10ワット以下のもの	7,100	7,600	7,100	7,600
91	変更	第4条	乙表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	9,600	10,300	9,600	10,300
92	変更	第4条	乙表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	13,800	14,800	13,800	14,800
93	変更	第4条	乙表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	送信機	500ワットを超えるもの	17,200	18,400	17,200	18,400
94	変更	第4条	乙表	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	送信機以外の装置	-	7,100	7,600	7,100	7,600
95	変更	第4条	乙表	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機	10ワット以下のもの	3,750	4,050	3,750	4,050
96	変更	第4条	乙表	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	5,800	6,300	5,800	6,300
97	変更	第4条	乙表	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機	50ワットを超えるもの	8,400	9,000	8,400	9,000
98	変更	第4条	乙表	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	送信機以外の装置	-	3,750	4,050	3,750	4,050
99	変更	第4条	乙表	3	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	送信機	-	3,750	4,050	3,750	4,050
100	変更	第4条	乙表	3	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	送信機以外の装置	-	3,750	4,050	3,750	4,050
101	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	0.1ワット以下のもの	6,900	7,500	6,900	7,500
102	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,000	28,300	26,000	28,300
103	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	45,700	49,500	45,700	49,500
104	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	59,200	63,900	59,200	63,900
105	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	68,400	72,000	68,400	72,000
106	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	87,700	92,800	87,700	92,800

107	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機	10キロワットを超えるもの	111,300	118,100	111,300	118,100
108	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機以外の装置	0.1ワット以下のもの	6,900	7,500	6,900	7,500
109	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機以外の装置	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,000	28,300	26,000	28,300
110	変更	第4条	乙表	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	送信機以外の装置	3ワットを超えるもの	45,700	49,500	45,700	49,500
111	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	0.1ワット以下のもの	6,600	7,500	6,600	7,500
112	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,200	27,800	26,200	27,800
113	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	45,900	48,100	45,900	48,100
114	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	68,600	73,000	68,600	73,000
115	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	87,900	92,400	87,900	92,400
116	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	130,800	138,400	130,800	138,400
117	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機	10キロワットを超えるもの	176,200	187,100	176,200	187,100
118	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機以外の装置	0.1ワット以下のもの	6,600	7,500	6,600	7,500
119	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機以外の装置	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,200	27,800	26,200	27,800
120	変更	第4条	乙表	5	テレビジョン基幹放送局	送信機以外の装置	3ワットを超えるもの	45,900	48,100	45,900	48,100
121	変更	第4条	乙表	6	実験等無線局	送信機	50ワット以下のもの	4,300	4,800	4,300	4,800
122	変更	第4条	乙表	6	実験等無線局	送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	6,900	7,600	6,900	7,600
123	変更	第4条	乙表	6	実験等無線局	送信機	500ワットを超えるもの	10,400	11,400	10,400	11,400
124	変更	第4条	乙表	6	実験等無線局	送信機以外の装置	-	4,300	4,800	4,300	4,800
125	変更	第4条	乙表	7	アマチュア無線局	送信機	50ワット以下のもの	2,800	3,000	2,800	3,000
126	変更	第4条	乙表	7	アマチュア無線局	送信機	50ワットを超えるもの	3,850	4,150	3,850	4,150
127	変更	第4条	乙表	7	アマチュア無線局	送信機以外の装置	-	2,800	3,000	2,800	3,000
128	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	1ワット以下のもの	4,300	4,800	4,300	4,800
129	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	1ワットを超え5ワット以下のもの	6,500	7,000	6,500	7,000
130	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	5ワットを超え10ワット以下のもの	8,200	8,700	8,200	8,700
131	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	12,700	13,700	12,700	13,700
132	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	24,000	25,400	24,000	25,400
133	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	500ワットを超え5キロワット以下のもの	36,600	38,200	36,600	38,200
134	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機	5キロワットを超えるもの	44,400	46,800	44,400	46,800
135	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機以外の装置	1ワット以下のもの	4,300	4,800	4,300	4,800
136	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機以外の装置	1ワットを超え5ワット以下のもの	6,500	7,000	6,500	7,000
137	変更	第4条	乙表	8	その他の無線局	送信機以外の装置	5ワットを超えるもの	8,200	8,700	8,200	8,700
138	変更	第4条	丙表	1	基幹放送局	定期検査相当額・基本送信機	0.1ワット以下のもの	27,000	28,800	27,000	28,800
139	変更	第4条	丙表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機	50ワット以下のもの	17,000	17,900	17,000	17,900
140	変更	第4条	丙表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	27,000	28,600	27,000	28,600
141	変更	第4条	丙表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機	500ワットを超えるもの	41,600	44,400	41,600	44,400
142	変更	第4条	丙表	3	アマチュア無線局	定期検査相当額・基本送信機	50ワット以下のもの	11,000	11,400	11,000	11,400
143	変更	第4条	丙表	3	アマチュア無線局	定期検査相当額・基本送信機	50ワットを超えるもの	15,700	16,500	15,700	16,500
144	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	1ワット以下のもの	17,100	20,600	17,100	20,600
145	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	1ワットを超え5ワット以下のもの	26,300	30,500	26,300	30,500
146	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	5ワットを超え10ワット以下のもの	33,200	37,900	33,200	37,900
147	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	50,700	56,700	50,700	56,700
148	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	97,200	106,600	97,200	106,600
149	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	500ワットを超え5キロワット以下のもの	145,600	158,600	145,600	158,600
150	変更	第4条	丙表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機	5キロワットを超えるもの	176,100	191,300	176,100	191,300
151	変更	第4条	丁表	1	基幹放送局	定期検査相当額・基本送信機以外	0.1ワット以下のもの	6,700	8,100	6,700	8,100
152	変更	第4条	丁表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	50ワット以下のもの	4,300	5,000	4,300	5,000
153	変更	第4条	丁表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	6,800	7,600	6,800	7,600
154	変更	第4条	丁表	2	実験等無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	500ワットを超えるもの	10,500	11,600	10,500	11,600
155	変更	第4条	丁表	3	アマチュア無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	50ワット以下のもの	2,800	3,000	2,800	3,000
156	変更	第4条	丁表	3	アマチュア無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	50ワットを超えるもの	4,000	4,300	4,000	4,300
157	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	1ワット以下のもの	4,150	5,400	4,150	5,400
158	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	1ワットを超え5ワット以下のもの	6,400	8,400	6,400	8,400
159	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	5ワットを超え10ワット以下のもの	8,100	10,500	8,100	10,500
160	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	12,700	15,900	12,700	15,900
161	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	24,100	28,400	24,100	28,400
162	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	500ワットを超え5キロワット以下のもの	36,800	42,100	36,800	42,100

163	変更	第4条	丁表	4	その他の無線局	定期検査相当額・基本送信機以外	5キロワットを超えるもの	44,400	50,200	44,400	50,200
164	変更	第4条	第3項甲表	1	多重放送をする無線局	基本額	0.1ワット以下のもの	5,400	7,500	5,400	7,500
165	変更	第4条	第3項甲表	2	多重放送をする無線局	基本額	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	18,000	21,000	18,000	21,000
166	変更	第4条	第3項甲表	3	多重放送をする無線局	基本額	3ワットを超えるもの	31,400	34,900	31,400	34,900
167	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワット以下のもの	3,750	4,050	3,750	4,050
168	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	6,300	6,700	6,300	6,700
169	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	10,500	11,200	10,500	11,200
170	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	12,600	13,500	12,600	13,500
171	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	15,900	17,100	15,900	17,100
172	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	20,100	21,600	20,100	21,600
173	変更	第4条	第3項乙表	1	多重放送をする無線局	基本送信機	10キロワットを超えるもの	24,700	26,600	24,700	26,600
174	変更	第4条	第3項乙表	2	多重放送をする無線局	送信機以外の装置	0.1ワット以下のもの	3,750	4,050	3,750	4,050
175	変更	第4条	第3項乙表	2	多重放送をする無線局	送信機以外の装置	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	6,300	6,700	6,300	6,700
176	変更	第4条	第3項乙表	2	多重放送をする無線局	送信機以外の装置	3ワットを超えるもの	10,500	11,200	10,500	11,200
177	定期	第20条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	10ワット以下のもの	27,500	29,400	27,500	29,400
178	定期	第20条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	38,900	41,600	38,900	41,600
179	定期	第20条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	55,300	59,200	55,300	59,200
180	定期	第20条	第1項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機	500ワットを超えるもの	70,000	75,000	70,000	75,000
181	定期	第20条	第1項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機	10ワット以下のもの	15,400	16,300	15,400	16,300
182	定期	第20条	第1項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	23,300	24,900	23,300	24,900
183	定期	第20条	第1項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機	50ワットを超えるもの	33,000	35,300	33,000	35,300
184	定期	第20条	第1項	3	船舶の無線局で無線設備が遠隔自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	基本送信機	-	15,400	16,300	15,400	16,300
185	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	0.1ワット以下のもの	27,000	28,800	27,000	28,800
186	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	102,100	110,700	102,100	110,700
187	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	186,600	205,900	186,600	205,900
188	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	235,100	257,800	235,100	257,800
189	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	275,400	301,000	275,400	301,000
190	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	349,400	380,500	349,400	380,500
191	定期	第20条	第1項	4	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局を除く。)	基本送信機	10キロワットを超えるもの	443,200	475,000	443,200	475,000
192	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	0.1ワット以下のもの	27,100	29,800	27,100	29,800
193	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	103,100	114,300	103,100	114,300
194	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	184,200	197,300	184,200	197,300
195	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	273,100	301,100	273,100	301,100
196	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	346,900	376,900	346,900	376,900
197	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	534,900	576,100	534,900	576,100
198	定期	第20条	第1項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機	10キロワットを超えるもの	695,900	741,900	695,900	741,900
199	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	1ワット以下のもの	17,100	20,600	17,100	20,600
200	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	1ワットを超え5ワット以下のもの	26,300	30,500	26,300	30,500
201	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	5ワットを超え10ワット以下のもの	33,200	37,900	33,200	37,900
202	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	10ワットを超え50ワット以下のもの	50,700	56,700	50,700	56,700
203	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	50ワットを超え500ワット以下のもの	97,200	106,600	97,200	106,600
204	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	500ワットを超え5キロワット以下のもの	145,600	158,600	145,600	158,600
205	定期	第20条	第1項	6	その他の無線局	基本送信機	5キロワットを超えるもの	176,100	191,300	176,100	191,300
206	定期	第20条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	10ワット以下のもの	7,100	7,600	7,100	7,600
207	定期	第20条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	9,600	10,300	9,600	10,300
208	定期	第20条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	13,800	14,800	13,800	14,800
209	定期	第20条	第2項	1	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)及び航空機局	基本送信機以外	500ワットを超えるもの	17,200	18,400	17,200	18,400
210	定期	第20条	第2項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機以外	10ワット以下のもの	3,750	4,050	3,750	4,050

211	定期	第20条	第2項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	5,800	6,300	5,800	6,300
212	定期	第20条	第2項	2	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局	基本送信機以外	50ワットを超えるもの	8,400	9,000	8,400	9,000
213	定期	第20条	第2項	3	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの	基本送信機以外	-	3,750	4,050	3,750	4,050
214	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	0.1ワット以下のもの	6,700	8,100	6,700	8,100
215	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,000	27,900	26,000	27,900
216	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	3ワットを超え10ワット以下のもの	45,300	48,700	45,300	48,700
217	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	10ワットを超え100ワット以下のもの	59,600	64,000	59,600	64,000
218	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	100ワットを超え1キロワット以下のもの	69,300	74,400	69,300	74,400
219	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	86,900	93,300	86,900	93,300
220	定期	第20条	第2項	4	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機以外	10キロワットを超えるもの	110,900	119,100	110,900	119,100
221	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	0.1ワット以下のもの	6,700	7,200	6,700	7,200
222	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,000	27,900	26,000	27,900
223	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	3ワットを超え10ワット以下のもの	45,300	48,700	45,300	48,700
224	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	10ワットを超え100ワット以下のもの	68,000	73,000	68,000	73,000
225	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	100ワットを超え1キロワット以下のもの	86,900	93,300	86,900	93,300
226	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	132,300	142,100	132,300	142,100
227	定期	第20条	第2項	5	テレビジョン基幹放送局	基本送信機以外	10キロワットを超えるもの	173,900	186,700	173,900	186,700
228	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	1ワット以下のもの	4,150	5,400	4,150	5,400
229	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	1ワットを超え5ワット以下のもの	6,400	8,400	6,400	8,400
230	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	5ワットを超え10ワット以下のもの	8,100	10,500	8,100	10,500
231	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	10ワットを超え50ワット以下のもの	12,700	15,900	12,700	15,900
232	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	50ワットを超え500ワット以下のもの	24,100	28,400	24,100	28,400
233	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	500ワットを超え5キロワット以下のもの	36,800	42,100	36,800	42,100
234	定期	第20条	第2項	6	その他の無線局	基本送信機以外	5キロワットを超えるもの	44,400	50,200	44,400	50,200
235	定期	第20条	第3項	1	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワット以下のもの	16,600	17,600	16,600	17,600
236	定期	第20条	第3項	2	多重放送をする無線局	基本送信機	0.1ワットを超え3ワット以下のもの	26,300	28,000	26,300	28,000
237	定期	第20条	第3項	3	多重放送をする無線局	基本送信機	3ワットを超え10ワット以下のもの	43,100	46,100	43,100	46,100
238	定期	第20条	第3項	4	多重放送をする無線局	基本送信機	10ワットを超え100ワット以下のもの	53,200	56,900	53,200	56,900
239	定期	第20条	第3項	5	多重放送をする無線局	基本送信機	100ワットを超え1キロワット以下のもの	67,300	70,900	67,300	70,900
240	定期	第20条	第3項	6	多重放送をする無線局	基本送信機	1キロワットを超え10キロワット以下のもの	86,900	92,700	86,900	92,700
241	定期	第20条	第3項	7	多重放送をする無線局	基本送信機	10キロワットを超えるもの	99,500	106,200	99,500	106,200
242	落成	第3条	第5項		書面検査			2,550	2,700	2,450	2,600
243	変更	第4条	第4項		書面検査			2,550	2,700	2,450	2,600
244	定期	第20条	第5項		書面検査			2,550	2,700	2,450	2,600
245	定期	第20条	第7項		電波の質等に係る実地検査			4,750	4,900	4,750	4,900
246	定期	第20条	第7項		電波の質等に係る書類検査			2,300	2,450	2,150	2,300

●電波法関係手数料令（無線局検査以外の手数料）

手続名称	大項目	中項目	小項目	書面申請		電子申請		手数料令		
				現行手数料	改正手数料	現行手数料	改正手数料	書面申請	電子申請	
1 無線局に関する情報提供手数料	用紙に出力したものの交付			1,200	1,350	-	-	第5条	-	
2	電磁的方法による提供			1,150	1,300	-	-			
3 無線機器の型式検定手数料	周波数測定装置			740,400	818,700	740,300	818,500	第10条第1項	第10条第2項	
4	レーダー			1,652,100	1,824,000	1,652,000	1,823,800			
5	船舶に施設する救命用の無線設備の機器			954,100	1,054,300	954,000	1,054,100			
6	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	156MHzから157.45MHzまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機	1,139,300	1,258,500	1,139,200	1,258,300			
7			送信機	783,200	865,800	783,000	865,600			
8		受信機	754,700	834,400	754,500	834,200				
9		その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器	送受信機	1,353,000	1,494,100	1,352,800	1,494,000			
10			送信機	1,082,300	1,195,700	1,082,200	1,195,500			
11			受信機	840,100	928,600	840,000	928,500			
12		デジタル選択呼出装置			726,200	802,900	726,000	802,800		
13		衛星無線航法装置			868,600	960,000	868,500	959,900		
14		地上無線航法装置			754,700	834,400	754,500	834,200		
15		船舶自動識別装置			1,367,200	1,509,800	1,367,100	1,509,700		
16	その他のもの			825,900	912,900	825,800	912,700			
17	船舶地球局の無線設備の機器			1,296,000	1,431,300	1,295,900	1,431,100			
18	航空機に施設する無線設備の機器			1,652,100	1,824,000	1,652,000	1,823,800			
19 登録証明機関登録手数料	登録証明機関の登録の更新			16,900	19,900	16,700	19,800	第11条	第11条	
20 登録修理業者の登録手数料	登録修理業者の登録申請			50,700	57,600	50,700	57,600	第11条の2	-	
21	登録修理業者の変更登録			19,000	21,600	19,000	21,600	第11条の3	-	
22 講習手数料	主任無線従事者定期講習			21,500	-	21,500	31,400	-	第12条	
23 無線従事者国家試験手数料	第一級総合無線通信士			21,200	-	21,200	26,000	-	第13条	
24	第二級総合無線通信士			18,800	-	18,800	23,300			
25	第三級総合無線通信士			13,600	-	13,600	15,000			
26	第一級海上無線通信士			17,400	-	17,400	20,000			
27	第二級海上無線通信士			15,300	-	15,300	18,600			
28	第三級海上無線通信士			9,600	-	9,600	12,100			
29	第四級海上無線通信士			7,400	-	7,400	8,200			
30	第一級海上特殊無線技士			7,500	-	7,500	9,200			
31	第二級海上特殊無線技士			5,600	-	5,600	6,900			
32	第三級海上特殊無線技士			5,600	-	5,600	6,900			
33	レーダー級海上特殊無線技士			5,600	-	5,600	6,900			
34	航空無線通信士			9,300	-	9,300	11,000			
35	航空特殊無線技士			6,400	-	6,400	7,800			
36	第一級陸上無線技術士			16,500	-	16,500	18,800			
37	第二級陸上無線技術士			13,700	-	13,700	16,400			
38	第一級陸上特殊無線技士			6,300	-	6,300	7,200			
39	第二級陸上特殊無線技士			5,600	-	5,600	6,900			
40	第三級陸上特殊無線技士			5,600	-	5,600	6,900			
41	国内電信級陸上特殊無線技士			5,500	-	5,500	6,700			
42	第一級アマチュア無線技士			9,600	-	9,600	10,800			
43	第二級アマチュア無線技士			7,800	-	7,800	9,400			
44	第三級アマチュア無線技士			5,400	-	5,400	6,000			
45	第四級アマチュア無線技士			5,100	-	5,100	5,700			
46 船舶局無線従事者証明申請手数料				2,450	2,700	-	2,500	第15条	第15条	
47 船舶局無線従事者証明に係る訓練の納付書（新規訓練）				19,900	21,500	-	21,300	第16条	第16条	
48 船舶局無線従事者証明に係る訓練の申請書（再訓練）				3,400	3,750	-	3,600	第17条	第17条	
49 無線従事者の免許証等の再交付申請手数料	船舶局無線従事者証明書の再交付			2,850	3,150	-	2,950	第18条第2号	第18条第2号	
50 無線設備等保守規程の認定申請手数料	航空機局等の保守規程の認定申請			62,900	68,900	62,900	68,900	第19条	第19条	
51 較正手数料	周波数計	空洞共振器を用いるもの		102,800	-	102,800	135,200	-	第21条	
52		その他のもの		69,600	-	69,600	90,900			
53	スペクトル分析器	十一万メガヘルツを超える周波数の範囲においてスペクトルを測定するもの		-	-	-	619,700			
54		その他のもの		133,500	-	133,500	176,200			
55	電界強度測定器	三以上の異なる周波数の範囲において電界強度を測定するもの		248,600	-	248,600	329,700			
56		その他のもの		202,500	-	202,500	268,300			
57	高周波電力計	三以上の異なる周波数の範囲において高周波電力を測定するもの		325,300	-	325,300	432,000			
58		その他のもの		248,600	-	248,600	329,700			
59	電圧電流計			113,000	-	113,000	148,900			
60	標準信号発生器	三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの		133,500	-	133,500	176,200			
61		その他のもの		100,200	-	100,200	131,800			
62	周波数標準器			138,600	-	138,600	183,000			

委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件（昭和28年郵政省告示第763号）						書面申請		電子申請	
						現行手数料	改正手数料	現行手数料	改正手数料
					1,050	1,100	1,050	1,100	